

報 告 第 5 号

令和3年度富士見市下水道事業会計予算繰越計算書について  
令和3年度富士見市下水道事業会計予算に係る建設改良費の一部を地方公営企業法  
(昭和27年法律第292号)第26条第1項の規定に基づき繰り越したので、同条  
第3項の規定により報告する。

令和4年5月31日提出

富士見市長 星 野 光 弘

# 令和3年度 富士見市下水道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左
						企 業 債
資 本 的 支 出	建 設 改 良 費	公 共 下 水 道 建 設 事 業	217,995,865	146,463,000	29,260,000	10,000,000
		特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 建 設 事 業	766,184,060	475,009,202	82,098,270	53,000,000

# 事業会計予算繰越計算書

( 単位 : 円 )

の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
国庫補助金	受益者負担金等	損 益 勘 定 留 保 資 金			
0	291,225	18,968,775	42,272,865	0	<p>(1) 富士見市下水道施設耐水化計画策定業務委託 計画作成時に必要となる資料の収集について、管理者 である国・県との協議等に時間を要したこと及び受注 業者が新型コロナウイルスによる影響を受けたため、 作業に遅れが生じたことに伴う履行期間延長 (5月31日までの67日間の延長)</p> <p>(2) 浸水対策基本計画策定業務委託 雨水ポンプ場の事業化に向け、管理者である県と施設 の整備に関する協議等に時間を要したこと及び別途発 注の測量業務で作成する資料の供給に遅れが生じたこ とに伴う履行期間延長 (6月15日までの82日間の延長)</p> <p>(3) 公共下水道施設更新実施設計業務委託 管更生工法の選定に伴う基礎資料の収集に時間を要し たこと及び各工法の比較検討に相応の時間を要したこ とに伴う履行期間延長 (6月30日までの97日間の延長)</p>
24,000,000	3,312,960	1,785,310	209,076,588	0	<p>(4) 公共下水道都市計画決定図書作成業務委託 本業務に係る浸水対策基本計画策定業務に遅れが生じ たことに伴う履行期間延長 (6月15日までの82日間の延長)</p> <p>(5) 畑下ポンプ場改修工事 新型コロナウイルス感染症のまん延に伴う半導体不足 の影響により部品・部材の調達が難航し、製品の納期 が遅れていることに伴う工期延長 (9月30日までの189日間の延長)</p> <p>(6) 新河岸第16-1-1汚水管渠築造工事 (第1工区) 流域下水道管が近接していることから、管理者である 県との施工方法の見直し及び協議に時間を要したこと に伴う工期延長 (5月20日までの56日間の延長)</p> <p>(7) 舗装本復旧工事 (特環その1) 別途発注の新河岸第14汚水管渠築造工事 (第1工 区) と近接しており、住民の出入口確保や通行の妨げ にならないようにするための、工程調整に時間を要し たことに伴う工期延長 (4月8日までの14日間の延長)</p>